

東京都廃棄物審議会散乱ごみ対策検討部会

第 1 回

会 議 録

令和 8 年 9 月 1 4 日

東京都環境局資源循環推進部

(午後 3時00分 開会)

○大谷計画課長 それでは、定刻になりましたので、東京都廃棄物審議会散乱ごみ対策検討部会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本部会の事務局を務めます東京都環境局資源循環推進部計画課長の大谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

散乱ごみ対策検討部会の開催に当たりまして、何点か注意事項を申し上げます。

本部会は、ウェブ会議で実施いたします。東京都庁の会議室から実施しておりますので、都庁の通信環境の状況によりましては、映像や音声途切れる場合がございます。あらかじめ御了承いただければと思います。

また、御発言の際は、必ずお名前をおっしゃってから御発言をいただければと思います。チャット機能を使って御発言の旨、お伝えいただいても結構でございます。

最後になりますが、傍聴者の方につきましては、御発言についてはお控えいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、本部会の定足数の確認をさせていただきます。

本日は6名の委員の方に御出席をいただいております。委員総数6名の方全員が御出席をいただいております。東京都廃棄物審議会運営要綱第7第8項に基づきまして、第6第1項で規定しております定足数を満たしていることを報告させていただきます。

それでは、議事に先立ちまして、資料の確認をさせていただければと存じます。

今、投影しておりますのが、資料の次第でございます。

配付資料でございますが、資料1、本部会の委員名簿。資料2、散乱ごみ対策検討の視点の資料。資料3、散乱ごみの現状と都が取り得る対策。資料4から資料8、本日御発表いただきます各自治体様から御提供いただいた資料でございます。順番に、資料4、府中市様。資料5、奥多摩町様。資料6、新宿区様。資料7、豊島区様。資料8、渋谷区様。資料9、検討スケジュール。最後に、参考資料といたしまして、本審議会の運営要綱を添付してございます。

資料の不足等がございましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。

続きまして、本会議の公開についてでございますが、本部会につきましては、本部会の運営要綱第9第1項の規定に基づきまして、ウェブ上ではございますが、公開いたしますので、御承知おきいただければと存じます。

それでは、本日が初回の第1回の部会でございますので、委員の皆様を御紹介させていただきます。

事前に配付させていただきました資料1の東京都廃棄物審議会散乱ごみ対策検討部会委員名簿を御覧いただきまして、御所属等の御確認をいただければと存じます。お時間の関係でお名前だけの御紹介とさせていただきます。

それでは、五十音順に読み上げさせていただきます。

栗生木委員でございます。

○栗生木委員 栗生木です。よろしくお願いいたします。

○大谷計画課長 どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、織委員でございます。

○織委員 上智大学の織でございます。よろしくお願いいたします。

○大谷計画課長 よろしく願いいたします。

続きまして、町野委員でございます。

○町野委員 町野です。よろしくお願いいたします。

○大谷計画課長 よろしく願いいたします。

続きまして、村上委員でございます。

○村上委員 村上です。よろしくお願いいたします。

○大谷計画課長 よろしく願いいたします。

続きまして、森委員でございます。

○森委員 立教大学の森と申します。よろしくお願いいたします。

○大谷計画課長 最後に、森本委員でございます。

○森本委員 森本です。よろしくお願いいたします。

○大谷計画課長 ありがとうございます。

先日の廃棄物審議会総会におきまして、部会長として森本委員が指名されてございますので、これからの進行につきましては、森本部会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○森本部会長 よろしく願いいたします。

先生方、お忙しいところありがとうございます。今回、散乱ごみ対策ということで部会がつくられまして、この検討に入るということでございます。ぜひ、先生方から忌憚のない御意見をいただければというふうに思います。

それでは、議事1で、散乱ごみ対策の視点につきまして、議事に入りたいと思います。

本部会では、東京における散乱ごみ対策について、専門的な視点から課題の整理とそれから議論を行うということになってございます。本日は、第1回目ということでございますので、最初に大まかな方向性を確認したいと思います。

事務局で資料を用意されていますので、事務局に説明をお願いいたします。

○大谷計画課長 それでは、資料2でございますが、東京の散乱ごみ対策の検討に当たっての視点について説明させていただきます。

資料にございますとおり、検討いただきたい事項でございますが、東京都資源循環廃棄物処理計画が目指す持続可能な資源利用の実現等の観点も踏まえまして、散乱ごみの発生を抑制するとともに、適切な処理と資源化を促進するため、以下にございます1と2につきまして、おおむね2030年頃を想定した政策の方向性及び施策の枠組み構築の二つの視点で御検討いただきたいと思いますと考えてございます。

一つ目が、まちの美化推進に向けた散乱ごみに関する政策の方向性でございます。

2点目が、具体的な施策の実行に向けた社会的枠組みについてでございます。

こちらの背景でございますが、コロナ禍を契機といたしまして、行動様式の変化が見られ、また、地域ルールに通じていない観光客の方々の増加なども相まって、近年、公共空地や路上でのごみの散乱が一部地域で社会問題化しているという状況がございます。

東京都は、これまで東京都資源循環廃棄物処理計画などに基きまして、一般廃棄物処理や、まちの美化を所管する区市町村に対しまして、関係施策の実施に必要な技術的

助言や財政支援を行うとともに、区市町村と都との共同検討会におきまして、東京2020大会を見据えたまちの美化対策等について議論をしてきたところでございます。

これまでお話をさせていただきました社会経済状況の変化に伴いまして、東京都資源循環廃棄物処理計画が目指す持続可能な資源利用の実現等の観点も踏まえまして、改めて散乱ごみの発生を抑制するとともに、適切な処理と資源化を促進する方策を検討し、迅速かつ効果的に実施していくことが求められていると考えてございます。

以上が、資料2の説明でございます。

○森本部長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について質問等はございますでしょうか。

質問等がある場合は、ウェブの挙手機能あるいはチャット機能を御使用いただき、その旨をお伝えいただければありがたいと思います。また、お名前をぜひよろしくお願いいたします。私から指名させていただきますので、指名後に御発言いただければありがたいと思います。

よろしゅうございますか。

(なし)

○森本部長 では、これから現状を御説明していただきますので、それを踏まえて、またお話しいただければと思います。

私は40年ぐらい前に環境省へ入ったときに、この散乱ごみ対策はやはり大きな問題でありました。当時、環境庁は廃棄物対策を所管しておりませんでした。環境美化という観点から、環境庁が何かできないのかということで、結構苦しんだ覚えがございます。

これまでも自治体で地域環境の保全や、まちの美化、あるいは公衆衛生など、そういう観点で様々な検討され、また実行されています。市区町村を中心に普及啓発のみならず、清掃業務、またボランティアの方もいろいろごみ拾いなど実施いただいています。

私は事務局が花園神社の近くにあるのですが、いわゆるゴールデン街周辺も結構散乱ごみが多いのですが、やはり地元の方たちが清掃されているということを見ておりますので、そういうことも大変多いかなと思います。

また一方で、条例による規制、今日も御説明はあると思いますが、今日の、やはり若者を中心としてという怒られるのかもしれませんが、生活習慣とか、社会規範意識の変化、それから、やはり文化が違うというのですかね。観光客の増加など相まって繁華街、それから繁華街だけじゃなくて、自然の豊かな観光地でも、やはり一部で散乱ごみの状況がひどくなっているという状況でございます。

今日は、本格的な議論に入る前に、まずは散乱ごみの現状、区市町村の取組の状況、それから都が取り得る対策の視点について、認識を共有させていただければと思います。

それでは、事務局で資料を用意していますので、事務局に説明をお願いしたいと思います。

○大谷計画課長 それでは、散乱ごみ対策の現状と都が取り得る対策について説明いたします。

資料3を御覧いただければと思います。

まず、東京における散乱ごみの現状について説明させていただきました後、都内区市

町村の取組状況の概要を御説明いたしまして、最後に、都が取り得る対策の視点について説明をさせていただきます。

まず、東京における散乱ごみの状況についてでございます。

資料左側でございますように、都内の一部の繁華街や観光地では、散乱ごみにより、生活環境や美観に影響を及ぼす事例が発生してございます。

また、資料右側でございますとおり、近年、都心エリア等におきまして、散乱ごみ量の増加傾向が見られる地域が存在してございます。

次のページでございます。

都内のエリア別でのごみの状況を比較したグラフを掲載しております。23区の繁華街のごみ数量が多い傾向、また、特に渋谷駅周辺のごみが多いという状況がございます。

また、同一の区内におきましても、状況は異なっておりまして、行政区単位ではなく、街区単位での対応が必要な状況となっております。

続きまして、次のスライドでございます。

こちらは、さらに街区の中でも、ごみの分布状況の例といたしまして、渋谷駅周辺の状況をお示ししてございます。

ごみは街区の中でも集中する箇所が存在をしておきまして、飲食店が並ぶ場所や人が滞留しやすい交差点、または店舗前などに多く見られるという事例を御紹介してございます。

次のスライドでございます。

こちらは、ごみの組成の例をお示ししてございます。渋谷駅周辺におきましては、紙類が45.4%と最も多くなっております。ティッシュ、レシート等の紙くずが見られるという状況でございます。また、たばこの吸い殻類、またプラスチック類、飲料容器などが排出されている状況でございます。

こちらは、ごみのポイ捨ての違反者の内訳の例を示したものでございますが、渋谷区におきましては、当該エリアの居住者以外の方からのポイ捨てが多く、また国内、それから国外の方、それぞれが相当の割合を占めているということを示したものでございます。

続きまして、2点目でございますが、区市町村の取組状況について御説明をいたします。

なお、本日は、本資料に関する説明について御意見をいただきました後、五つの自治体の皆様から散乱ごみ対策について御紹介いただく予定となっておりますので、ここでは各自治体の皆様の取組の事例を簡潔に紹介させていただきます。

こちらが、渋谷区の取組でございます。

渋谷区ポイ捨て対策プロジェクトといたしまして、令和8年度からの条例による過料徴収やごみ箱設置義務化のほか、広報パッケージ等による周知活動、ボランティア活動等への支援等の様々な対策を展開されております。この後、これらの取組について御紹介をいただきます。

続きまして、台東区でございます。

地域の個人や団体、企業などが参加する「大江戸清掃隊」という地域美化の活動に対しまして、区から清掃用具やユニフォーム等の提供等の支援を行っております。まち

の美化を推進しております。また、地図上でごみ拾い活動が見える化し、活動への参加を促進する取組も行われています。

続きまして、豊島区でございますが、区内全域を対象とする条例、また路上喫煙やポイ捨て防止のパトロール、多言語による路面表示、また吸い殻が多い雨水枡周辺の小型シールなど、ポイ捨て防止に向けた様々な取組が実施されています。この後、その他の取組を含め、御紹介をいただく予定でございます。

続きまして、八王子市の高尾山の事例でございますが、行政、地域、また事業者等が連携をいたしまして、山道中の多言語での看板の掲示、また清掃活動の見える化等の周知を観光客の方々に行っており、この「ごみ持ち帰り運動」を実施しております。

これらの活動により、ごみ箱が設置されていたときよりも、ごみを削減することができたという事例でございます。

続きまして、府中市の取組でございます。

府中市におきましては、条例に基づき、8か所を環境美化推進地区と指定してございまして、同地区内の道路から喫煙禁止路線を指定するなどの取組が実施されてございます。また、令和6年12月からは、禁止行為を行い、指導・勧告に従わない違反者への過料を設定するなどの対策の強化も行われております。

また、右側の写真にございまして、企業と連携した喫煙所の設置なども実施をされているところでございます。この後、そのほかの取組を含めて御紹介をいただく予定でございます。

続きまして、多摩市の取組でございます。

市民・団体・企業と清掃活動を実施しておりまして、この清掃活動参加に応じまして景品等と交換できるポイントを付与するという、いわゆるインセンティブとなる仕組みも活用した取組を実施しておられます。

また、地元の東京ヴェルディ、小田急電鉄と連携いたしまして、周知用の路面シートを駅改札前に設置するなど、普及啓発の取組も実施をされております。

こちらのスライドでは、そのほかの自治体の取組につきまして、簡潔に紹介してございます。

江戸川区では、地域住民が参加しやすい美化活動の仕組みづくりが行われております。

また、この後、別途御説明いただきます、新宿区では、条例改正による禁止対象のごみの追加や巡回の強化など、各地で行政や地域、また来訪される方とも連携をした取組が実施をされているところでございます。

これまで御説明をさせていただきました取組も含めまして、区市町村で行われている取組の類型をお示ししたものでございます。

散乱ごみに関する条例制定のほか、普及啓発やパトロール、巡回などの発生抑制対策、また地域清掃やボランティアへの支援、ごみ箱や回収拠点の整備などのごみを回収し、地域の環境を保持する取組など地域の実情に応じた取組が実施をされているところでございます。

3点目といたしまして、今後、都が取り得る対策の視点について説明させていただきます。

まず、都が対策を行う必要性についてでございます。

先ほどまで御説明させていただきましたとおり、散乱ごみ問題は一部地域で深刻化してございまして、各自治体における対策の強化が行われているところでございます。

これまで、各地域の課題として各区市町村で取組が進められているところでございますが、この散乱ごみ問題につきましては、広域的な課題であるという側面もございます。

こちらの表で何点かの点について御説明をしております。

まず、一つ目が、行政区域を超える特徴があるという点でございます。行政区域外から訪問される方への対策について、啓発のメッセージやルールなどにつきまして、広域的な対応をすることにより、実効性を高められるのではないかとという点がまず挙げられます。

次に、ごみの発生側と実際に回収、または清掃する側が異なる点があるということ、また、ごみの発生場所と回収場所が異なる可能性があるという点がございまして、これらにつきましては、都が対応を行うことによりまして、各自治体の負担軽減や、また関係者間の負担の公平化にもつながるという側面がございまして。

次のスライドでございまして、各自治体によりまして、ルールが異なるということ、また各関係者、様々なこのポイ捨てに係る関係者の方がいらっしゃいますが、関係者の方々との調整を自治体単位で行うことの負担感がございまして。

これらにつきましても、都として広域的な啓発や、また関係者との連携を進めていくということで、各自治体で進める対策の効率化を図ることにつながるとあると考えてございまして。

また、上から3番目の点でございまして、散乱ごみの状況把握の観点もございまして。

散乱ごみにつきましては、正確な計量が難しく、自治体間の比較や施策効果の検証が難しいという側面がございまして。一定の方法に基づきまして状況確認を実施することで、地域間の比較ですとか、施策の実施前後の評価、また効果的な対策を行うといったことにつながるとあるのではないかと考えてございまして。

最後に、国との連携の点もございまして。国との各種調整におきまして、区市町村が抱える課題や要望等を都が取りまとめることによりまして、国への提案力を高めまして、連携を強化していくということにつながるとあると考えてございまして。

次のスライドでございまして、こちらでは、想定される政策手段として、大きく四つの分類をお示ししてございまして。

1点目は、情報発信・意識改革でございまして。人々の意識や社会規範に影響を与え、ポイ捨てしないことや、環境をきれいに保つことが当たり前と感じる環境をつくっていくという手法でございまして。

比較的取り組みやすいという性質があるということは考えられますが、一方で、効果が出るまでに一定の期間を要するという点や、その普及啓発という性質から、直接的な効果測定がしづらいという特徴があると考えてございまして。

2点目は、インフラや環境の整備でございまして。分かりやすい例としましては、ごみ箱の設置でございまして、ポイ捨てしにくく、排出しやすい環境をつくることで、散乱ごみを生じにくくするという手法でございまして。

これらの対策につきましては、比較的早期に実施できること、また物理的な整備を行うということで、その効果を把握しやすいという面がございまして、一方で、実施方法

によっては、費用負担が発生するということが特徴としてございます。

次のスライドでございますが、3点目は経済的手法でございます。金銭的なインセンティブ、または負担というものを通じて行動を変えていただくような手法というところでございます。

こちらは経済的なメリットがあるということで、普及啓発などと組み合わせることで行動変容を促しやすいという点がございしますが、制度設計がやはり必要だという点がありますし、また当然、経済的なメリットという観点からしますと、一定程度の負担、支出につきまして、継続的に実施をしていく必要があると。あるいは、それが継続的でない場合、効果が低下しやすいという側面もあると考えてございます。

4点目は、規制的な対策でございます。法的あるいは準法的ルールによりまして、行動を制御する手法ということでございます。

こちらにつきましては、制度構築後におきましては、制度として確立しているという観点から、継続的に機能する側面、また、ほかの取組の根拠や基盤としての位置づけが期待されるという特徴がある一方、関係者との調整が必要であるという点、また違反行為に対する対応を含めた執行体制の確保が必要となるという点が特徴として挙げられます。

次のスライドでございますが、今説明をいたしました四つの対策の類型を横軸といたしまして、散乱ごみの原因となる製品の設計、販売、また実際、製品を持ち歩いた後、実際に処分をする、そして最後は回収をするといったところまでの散乱ごみのフローを縦軸とした表でございます。

これらの整理から、ポイ捨て行為自体への対応ではなく、製品設計から回収までの各段階におきまして、先ほど申し上げました様々な手段を組み合わせることで進めていくという点が重要であると考えてございます。

次のスライドでございます。

こちらでは、都が実施しております現行の施策の概要をお示ししたものでございます。

都におきましては、今年度からT O K Y Oクリーンアップアクションを展開いたしまして、清潔で魅力ある都市環境に向けまして、ごみの持ち帰りマナー等の発信や地域美化推進の取組を強化してございます。

右上の写真にございますとおり、各区市町村の皆様にも御参加をいただきまして、T O K Y Oクリーンアップ推進協議会を開催しております。区市町村の皆様、また事業者の皆様方と連携しまして、環境美化の推進体制を構築し、取組を展開しているところでございます。

また、資料の下半分にございますが、都が実施している補助事業についてでございます。

区市町村や事業者が設置するリサイクルステーションの整備事業のほか、区市町村が地域と連携して、まちの清掃美化等を実施する事業、また、一番下段のところでございますが、観光施策の観点から、ごみの対策やごみ箱設置等の実証を行う場合の補助事業などを実施しているところでございます。

こちらが、都が取るべき対策の検討に当たっての主な論点を最後にお示ししてございます。

先ほど説明をいたしました、四つの対策手法につきまして、どのように組み合わせて実施していくか、また規制的手法を活用する必要があるかといった点がございします。また、ポイ捨て防止に加えまして、発生抑制や再資源化にどうつなげていくかという点も重要な点かと考えてございします。

また、２点目以降、対策を取るべきごみの種類について、どのようなごみ種を対象にするのか。また、実際このポイ捨てをする場合の行為につきまして、どの範囲の対策を取るべきかといった点もございします。

対策を取るべきエリアにつきましても、都全域に対してどのような対策を取るのか。また繁華街、観光地あるいは河川敷エリアなど、特に課題となっているエリアに対してどう取り組んでいくかという点もございします。

また、散乱ごみにつきましては、各関係者との連携や協力が不可欠となっております。各関係者にどうアクションを取っていただくか、また、どう連携していくかという点についても重要な点かと考えております。

また、これらの対策には、一定の費用が発生いたしますが、この対策についての費用負担の在り方も重要な視点と考えてございします。

以上が、資料３の説明でございします。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○森本部長 どうもありがとうございました。

非常に幅広く、東京における散乱ごみの現状、各区市町村の取組状況、都が取り得る対策の視点ということで、全般的な御説明をいただきました。

一旦、ここで皆さん方の御質問等をいただきたいと思います。また、この後、区市町村から御説明をいただきますけれども、これまでのところで御意見をいただければと思います。

では、私から１点だけ、様々想定される政策手段が書かれております。情報発信、インフラ、環境整備、経済的手法、規制とあります。

この散乱ごみ対策というのは、いわゆる散乱をさせないという抑制対策と、それから回収対策とあると思います。

取りわけ、非常に流動化するインバウンドの人の対応という意味では、普及啓発も重要ですけれども、同時にまちづくりというか、回収も重要だと思いますが、この経済的手法というのは、抑制をするということに加えて、回収に当たっての経済的手法という意味も入っているのでしょうか。

○大谷計画課長 ありがとうございます。

インセンティブにつきましては、やはり様々な手法があるかと思います。もちろん回収に当たってのインセンティブというところで言いますと、先ほど自治体様の取組の中では、清掃活動にインセンティブ、ポイントという形でインセンティブをとという形が考えられますので、そういった取組をもう実施されている自治体もいらっしゃるという状況でございします。

また、いわゆるこの参加型の取組と非常に相性がいいということで、様々な事業者の方あるいは地域の方に参加をいただく際に、何かインセンティブというような形で、普及啓発等と併せて、こういった取組が行われるというのは、一つ有効な手段ではないかなと考えております。

○森本部長 ありがとうございます。

質問させていただきました。ありがとうございました。

先生方がいかなうでしょうか。

森委員、よろしくお願いいたします。

○森委員 御説明をありがとうございました。

いただいた資料の内容は、どれも確かにそうだなと思うのですが、27枚目のスライドで、恐らく今後この部会で話し合っていく中で、1から6までの組合せをどれがベストな組合せかというのを考えていく必要があるかと思います。今日前段の各区の状況ですとか、現状の情報をお伺いしていると、かなり誰が捨てているのか、ないしは捨てるに至るプロセスとか、要因は何なのかとか、それに対して、どういうアプローチが有効なのかということは、これが正解だというものが、多分見つかりそうにないなと思っています。

それぞれのホットスポットですかね、捨てられているスポットごとに、ある程度仮説を立てて、ここは多分こういう人がこういう要因で捨てているから、こういうアプローチが効くのではないかという場所ごとの仮説に基づくアプローチをせざるを得ないのかなと思って話を聞いていたところです。仮説を立てるには、何というか、もう少しデータが欲しいと思って説明をお伺いしていたところです。

ただ、これまでの事前説明とか、審議会での御説明を聞いていると、今回この中間発表までの間に、何かプラスで何か調査をされるという御予定は都としてはなくて、基本的には今日みたいに、先行して様々な活動をしている自治体からの情報提供の内容を基に、まずは若干手探りな部分もありつつ、この部会での議論を進めるという理解で間違いないでしょうか。

○森本部長 よろしく願いいたします。

○大谷計画課長 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、各自治体、各エリアによって、各自治体の取組については実際に様々な方法があります。どういった方法がベストかということも、各地域の状況に応じてという形になるかと思っております。

当然、各区市町村の皆様の取組をしっかりお聞きして、情報収集は引き続き進めたいと考えておりますし、仮説を立てるには、もう少しデータが必要ではないかという御視点も重要かと思っておりますので、こういったところにつきましては、我々も都としてどういうことができるかということは、御意見も踏まえまして考えてまいります。ありがとうございます。

○森本部長 ありがとうございます。

それでは、栗生木委員、お願いいたします。

○栗生木委員 御指名、ありがとうございます。

私も、森委員と同じ意見でして、いずれにしても論点でいただいたようなところで、特にエリアのところですが、恐らく繁華街と、公園とか河川敷では、大きくアプローチが異なるだろうということはあると思います。ですので、まず、どういったエリアに、どういったアプローチをしていくかということについて、分けて考えたほうがよいのかなと思います。

その上で、今、追加的に情報収集も行うということなので、例えば発生源の属性などを改めて情報として御提供いただければありがたいです。コメントです。

以上です。

○森本部長 では、引き続き、織委員、お願いいたします。

○織委員 ありがとうございます。

私も森先生や栗生木先生のコメントと基本的に似ていて、ここで言うべきなのか、最後にまとめて言うべきなのか、少し迷っていたところなのですが、実は私の大学の修士と博士の学生が、東京都内の散乱ごみの外国人のごみ箱がないから捨ててしまうという現象に対してどうするかという修士論文と博士論文について、今繁華街のところについてのデータを集めています。

その中で、今回のターゲットをどうするかというところなのですが、一番最初はマナーの問題ではなくて、まちの美化推進に向けた散乱ごみに関する施策の方向性、社会的枠組みをどのように、どこまでここで議論していくのかということがクリアになるとありがたいと思っています。

つまり、誰にどのような責任を負わせて、それぞれの利害関係者がどういう責任を負っていくのかというガバナンスの部分と、きっちり議論していくという部分と、マナーですとか、具体的な方策の部分ということは、少し分けたほうがいいのではないかと思います。

ですので、データを集めて、具体的な方策をする部分と、それから大きな意味でまちづくりを含めたガバナンスとか、あるいは方向性をどうしていくのかということについても、議論していくという理解でよろしいでしょうか

○森本部長 ありがとうございます。

それでは、ここでコメントをいただいてよろしいですか。

○大谷計画課長 御意見ありがとうございます。

おっしゃるとおり、観点としては、かなり広い論点が含まれておりまして、一つは、マナーや意識啓発の部分で触れさせていただきましたが、まず、こういった方々に、どのように理解していただくかということも非常に重要な部分で、そこは各自治体や、我々も既に取り組を始めていることがございますが、一つの重要な論点と考えております。

もう一つは、織委員がガバナンスというお話をされていましたが、関係主体や費用負担、エリアにも関係すると思いますが、どういう方々が、どういう行動を取っていただくのがいいのかというところ、どのように取り組を促していったらいいのかという観点も非常に重要なところとっております。

そういったところも、今後分かりやすく提示できるように、我々としては両方論点になってくると考えておりますので、分かりやすく整理をしていきながら検討していきたいと思っております。

○森本部長 ありがとうございます。

それでは、町野委員、お願いいたします。

○町野委員 町野でございます。

先ほど委員の皆様がおっしゃっていましたように、場所毎に、発生源とか、いろいろ異なるので、それに基づくアプローチが必要ではということ、おっしゃるとおりでは

あるのですが、市町村と東京都の、都道府県の役割分担みたいなことも考えなければいけない視点かと思っております。

地方自治法の2条の5項に、都道府県ができることは、基本的に非常に限定されておりまして、その一つとして、広域にわたるものが、都道府県のできる事務として認められています。

そういう観点から、恐らくこの資料の広域的な要請というのは、そこを意識してつくったものなのかなと理解しております。

そう考えると、役割分担については多分考えて都として何をすべきかと、あるいは市町村として何をしてもらうべきかということを意識して考えることが重要かなと思っております。ミクロ的な視点に入っていくよりも、東京都としては個々の自治体の実情を踏まえて、では、何をするのかという視点から少し大きなところで政策を決めていただく必要があるかなと思いました。

以上です。

○森本部長 ありがとうございます。

それではコメントをお願いできますか。

○大谷計画課長 町野委員から御意見をいただきまして、ありがとうございます。

区市町村との役割分担という視点は、非常に重要なことでございます。そこも、今の資料で申し上げた関係主体にももちろん入っておりますが、先ほど委員も触れていただきました都としての役割といったところも、各自治体、各区市町村で取り組んでいただいている中で、東京都としてどう取り組んでいくのかという視点で、資料を御用意しております。

おっしゃるとおり、区市町村の各自治体の皆様にこれから御発表いただくのも、まさにこの議論の前提となる部分が、まず区市町村の皆さんが取り組んでいただいていることですので、そちらをしっかりと理解した上で、都としてどのような役割を果たすべきかについて検討したいと考えております。

先ほどのアプローチからすると、原因者に関する視点もありますし、大きな視点でということを経験がおっしゃっていただいたように、大きな役割分担の中でどのような対策を取るべきかという視点も重要かと思えます。そちらも踏まえて検討してまいりたいと考えております。

○森本部長 ありがとうございます。

都としての役割、区市町村の役割と、もう一つは、様々な場面があるので、対策については柔軟にできるようにしていくということかと思えます。

それでは、ここからは次の議事ですが、区市町村で実際に取り組んでいただいておりますので、現場の第一線で頑張っている渋谷区、新宿区、豊島区、それから府中市、それから奥多摩町の皆様に御参加いただいております。

現場のリアルな状況を認識して、今後の議論の参考にさせていただきたいと思いますので、自治体での取組について、順次御説明をいただければというふうに思います。

まずは、府中市さん、よろしくお願いいたします。

○府中市（関田担当参事） 皆様、こんにちは。

○森本部長 よろしくお願いたします。

○府中市（関田担当参事） 聞こえておりますでしょうか。

○森本部長 はい、聞こえております。

○府中市（関田担当参事） ただいま紹介いただきました府中市生活環境部環境担当参事兼環境政策課長の関田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、東京都廃棄物審議会散乱ごみ対策検討部会において、府中市の取組を御紹介する機会をいただき、ありがとうございます。

限られた時間ではございますが、散乱ごみ対策として本市の取組と現状の課題、今後の方向性について説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、スライド、2ページ目をお願いいたします。

まず初めに、府中市の概要について御説明いたします。

本市は、東京都のほぼ中心に位置しておりまして、面積は29.43平方キロメートルで、多摩26市の中で5番目となっております。

市の成り立ちといたしまして、昭和29年4月に1町2村が合併して誕生いたしました。誕生から約70年経過し、人口が一貫して増加しており、令和8年4月現在で人口約26万人となっております。

本市の特徴でございますが、市内に京王線、JR武蔵野線、南武線、西武多摩川線が走っており、鉄道駅としては14駅ありまして、26市の中で2番目に多いまちとなっております。

また、施設といたしましても、東京競馬場、サントリー、NEC、東芝、キューピーといった大きな企業の工場も立地しております。

市の中心部である府中駅には、国天然記念物馬場大門のケヤキ並木があり、ケヤキ並木を未来へ残すために、令和6年12月9日に、府中市けやき並木を守り育てる条例が施行されました。この条例の施行に併せ、府中市まちの環境美化条例を改訂し、過料徴収を開始しております。

3ページ目をお願いいたします。

それでは、府中市まちの環境美化条例に基づいた取組について御説明いたします。

本市には、先ほど申し上げましたとおり、鉄道駅が14駅ありまして、駅を中心として商業が発展しており、にぎわいの創出や生活の利便性がある一方で、人の往来が多いことによる路上喫煙や、たばこ等のポイ捨てが見られるようになりました。

それらの状況を踏まえまして、ページの左側に記載してありますとおり、14駅あるうちの主要な8駅を環境美化推進地区に指定し、また、特に路上喫煙、たばこのポイ捨て対策を強化したい5駅を、ページの右側に記載のとおり、喫煙禁止路線として指定をしています。

この後に、環境美化推進地区と喫煙禁止路線について、それぞれ御説明をさせていただきます。

それでは、スライドの4ページ目をお願いいたします。

初めに、環境美化推進地区についてですが、環境美化推進地区では、企業や団体等と美化協定を締結しており、美化協力員を委嘱することにより、美化活動の担い手を確保しております。

また、一部では、美化協力員との連絡会を定期的を開催し、情報共有を図ることによ

り継続的な活動につなげております。

次に、環境美化推進地区の周知、また継続的な美化活動を啓発する活動としまして、主要3駅である府中駅、中河原駅、分倍河原駅で定期的な駅前清掃を実施しております。なお、実施頻度といたしましては、府中駅が月1回、中河原駅が年3回、分倍河原駅が年1回となっております。

また、環境美化推進地区以外でも、昭和49年から続く多摩川沿い約10キロにおきまして、毎年一斉清掃を実施するほか、自主的に地域の清掃に取り組む市民・団体にボランティア袋を提供しまして、ごみの回収を行っております。

このように、本市では、行政と地域の担い手が連携し、継続的に環境美化活動へ取り組む仕組みを構築しております。

次のページをお願いいたします。

続きまして、喫煙禁止路線における具体的な取組を御説明申し上げます。

令和6年度から警察OBである会計年度任用職員4名を巡回業務支援員として配置し、喫煙禁止路線における路上喫煙やポイ捨てへの注意、指導、公衆喫煙所への誘導を行っております。

さらに、令和6年12月9日からは、条例に基づき、路上喫煙や吸い殻をはじめとした、ごみのポイ捨てなどの迷惑行為に対する過料徴収を開始いたしました。ただし、直ちに過料を徴収するのではなく、指導、勧告、過料徴収の段階的な指導等を基本としておりまして、現時点では、徴収実績についてはございません。

また、公衆喫煙所につきましては、非喫煙者と喫煙者のすみ分けをすることによって、路上喫煙を抑止するだけでなく、公衆喫煙所を整備することで適切な場所へ誘導していくことができております。

このように、喫煙環境の整備を組み合わせることで、路上喫煙やポイ捨ての防止につなげております。

続きまして、6ページ目をお願いいたします。

取組の効果と課題について御説明申し上げます。

取組の効果としましては、まず環境美化活動が団体や企業のCSR活動、地域貢献活動の場として定着し、市民や事業者がまちづくりに参加する機会となっていることです。また、市のホームページ等で参加団体名や活動内容を紹介することにより、参加団体の地域貢献を広く発信しております。

一方で、課題といたしましては、活動に参加する市民・団体・企業が十分とは言えない状況であるため、今後、気楽に参加することができる仕組みづくりや、より効果的な情報発信が必要であると認識しております。

また、喫煙・ポイ捨て対策についても、効果を継続させるには、巡回による指導等が不可欠ですが、現在の人員体制では巡回できる範囲や時間に制約があり、現在は府中駅周辺を中心として実施しております。

今後は、全ての喫煙禁止路線をどのように効果的に巡回していくかということが課題となっております。

最後、7ページ目をお願いいたします。

それでは、最後になりますが、今後の取組について、三つの方向性を御説明申し上げます。

ます。

まず、一つ目として、喫煙対策の強化として喫煙所の設置により喫煙者の受皿を確保するとともに巡回と啓発を効果的に組み合わせて、路上喫煙とポイ捨ての抑止を図ります。

二つ目として、地区への展開として環境美化推進地区における活動状況や地域課題の把握と共有に努め、それぞれの地域の状況に応じた取組につなげます。

三つ目として、参加の拡大として情報発信を充実させ、市民・団体・企業が環境美化活動に参加しやすい仕組みを整えることで、新たな担い手の参加につなげます。

また、さらに、東京都のクリーンアップ施策との連携により、広域的かつ分かりやすい啓発につなげてまいりたいと考えております。

本市では、今後も、市民・団体・企業等との協働による清掃と喫煙対策を両輪として散乱ごみの発生抑制に取り組んでまいります。

以上で、説明を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○森本部長 どうもありがとうございました。

それでは、これからそれぞれ御説明いただきますが、ここで御質問等がありましたらば、よろしく願いいたします。

では、私から二つですが、一つは、やはりたばこのことがかなり強調されておりましたが、実際の散乱ごみは、たばこがかなり多いということなのではないかというのが1点です。

それから、いろんな団体が参加して活動されているのはすばらしいことだと思うのですが、それに対するインセンティブとしては、ボランティア袋の提供ということでしょうか。もう少し幅広なものがあるのか、この2点をお聞きしたいと思います。

○府中市（関田担当参事） 御質問をありがとうございます。

まず、たばこの関係なのですが、今喫煙禁止路線5路線、設定しておりまして、たばこの吸い殻はやはり目立つ状況ではございます。

ただ、そのほかにも、喫煙に対する苦情等がかなり多くなっておりまして、喫煙に対する住んでいる方の意識は、かなり向いているような気がしております。

先ほど申し上げましたとおり、府中駅に2か所公衆の喫煙所を設置しております。また資料にもあった北府中駅、こちらは市が主導ではないのですが、連携した形で設置しており、希望として、できればなのですが、設置場所等の限りがあって、なかなか今進んでいないところではございますが、喫煙禁止路線には、やはり喫煙を禁止する一方で、吸う場所というのも提供できればと考えております。

あと、もう1点のインセンティブの関係ですが、ただいまのところ、特にインセンティブはございませんで、先ほども事例で挙がっていたかと思いますが、地域通貨のポイント等をできれば、インセンティブになると考えております。この辺については、今後ほかの自治体の例を参考に取組んでいければと考えております。

以上でございます。

○森本部長 ありがとうございます。

それでは、村上委員、お願いいたします。

○村上委員 私でよろしいですか、森先生が先にお挙げのような気がしました。

○森本部長 失礼しました。

じゃあ、森委員、お願いいたします。すみません。

○森委員 すみません。どちらから先でもよかったのですが、よろしいですか。

○森本部長 お願いします。

○森委員 すみません。じゃあ先に、2点お伺いしたいと思うのです。1点目は、たばこのポイ捨てについてで、過料の徴収をしているということで、かなり踏み込んだ厳しい罰則を設けておられるかなと思います。

この手の厳しい罰則は、実際に過料を取ることが目的というよりは、抑止をするということが重要な効果かなと思うのですが、現時点で市民の方とか、実際に注意とか指導を受けた方々が、どれぐらいこのポイ捨てに厳しい対策、過料徴収まで含めた厳しい対策を市がしているということに対して認知がどれぐらい、認知度はどれぐらいあるのかというのを、もし御存じでしたら教えてくださいというのが1点目です。

もう一点は、清掃活動に参加しておられる方が市民・団体・企業ということで、幅広くいろんな方が参加されているなと思ったのですが、一方で、課題としてもっと参加のハードルを下げるとおっしゃっているので、恐らく、今参加いただいている方には何らかの偏りがあって、もっとこういう人たちに参加してほしいという市としての御希望があるからこそ、これが改善点として挙げられているのかなと思います。今、もう少し具体的にどんな企業、どんな市民の方が参加いただいている、市としては、もっとこういう人に参加してほしいという、何か目指しているところがあれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○森本部長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○府中市（関田担当参事） 御質問をありがとうございます。

まず、1点目の過料徴収の部分でございますが、先ほど申し上げたとおり、府中市の場合は、直接いきなり過料というところには行ってなくて、指導ですとか、勧告ですとか、あと弁明の機会を与えて、最後に過料ということになりまして、今のところ、実績として過料はございません。

巡回をすることで、抑止力にはなっているだろうと認識しているのですが、全市民の方に対しての認知度は把握できていない。

ただ、この条例を始める際に、市の中心部、ケヤキ並木等で条例が始まり、過料が始まりますということで、チラシをまいたり、喫煙禁止路線にも道路にシールを貼ったりするなどして、認知に努めているところでございます。

2点目の清掃活動の関係ですが、参加が限定的ということがあるのかなと思っております。特に、開催頻度としては結構実施しているのですが、参加される方の顔ぶれが同じ方のように見受けられております。

ただ、どうしても同じような時間帯になってしまっているということもあって、参加される幅を広げるのは、また曜日ですとか、時間とかを考慮しなくてはいけないこともあるかと思うのですが、課題としまして、やはり若い方から幅広い年代の方に環境について参加していただきながら、環境の意識を持っていただければいいかなと考えており

ます。

以上でございます。

○森委員 ありがとうございます。

○森本部長 ありがとうございます。

それでは、お待たせしました。村上委員、お願いいたします。

○村上委員 どうもありがとうございます。いろいろ実施されているのだなと思って伺いをしておりました。

過料については、森先生と同じでしたので、やめておきます。

あと、もう一点なのですが、この美化協定という辺りなのですが、これは具体的に協定の中身、何か具体的なことがあるのかどうか、もしあるならば、お話しただける範囲でどんなことを決めているのかというのを教えていただきたいかなと思いました。

それと関連するのかどうかですが、効果とお書きいただいているスライドのところ、団体・企業等のCSR活動等々の場として定着みたいなことをお書きいただいていたかなと思っております。

そういうところは非常にいいのかなと思いつつも、どのぐらい具体性を活動が規定されているのか、逆に自由に何でもできるのかということが少し分からなかったので、教えていただければと思います。

以上です。

○森本部長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○府中市（関田担当参事） 御質問をありがとうございます。

まず、美化協定についてなのですが、今手元に細かいものがないので、大変恐縮なのですが、理論的には近くの駅でまずは指定していただいて、その指定した駅だけではないのですが、その周辺について、基本的にはごみ拾いや環境美化に対する取組を実施していただくというようなことでそれぞれ申込みをしていただいて、協定という形で結んでいるところです。

それから、企業さんの取組につきましては、やはりこちらから何かをというところは、特段ないところではありますが、やはり各地域に出向いて、ごみ拾いを定期的の実施していただいたり、環境に配慮した取組をしていただいたりしているというところがありまして、各企業のそれぞれの立場において、その地域において、しっかりと実施していただいていると認識をしております。

以上でございます。

○村上委員 ありがとうございます。

逆にPR等をしたときにも協定等があれば、PRの根拠になったりもするという理解でよろしいですか。

○府中市（関田担当参事） ありがとうございます。

協定、基本的には、多くの団体で協定を結ばせていただいているので、そういったことで、自治体と協定を結んでいるということは、企業に対するPR等にもつながっていくのではないかなと思っております。

以上でございます。

○村上委員 どうもありがとうございます。

○森本部長 ありがとうございます。

それでは、織委員、お願いいたします。

○織委員 いろいろな取組をなさっていて、すばらしいなと思いました。

たばこのごみについて、吸い殻のごみについて、先ほどから皆さん、先生方がおっしゃっていますが、私もこれが少し気になっているところで、ごみオリンピックなどに何回か、数年学生と一緒に参加させていただいています。

実は、吸い殻が捨てられている箇所というのは、生け垣や自動販売機の横、それから駐車場の横という形で、割と限定されて、そこに多く、あと下水道のところなのですが、そういうところを逆に捨てにくくするという工夫も一つあると思います。オープンにしていくとか、捨てにくくするといった視点で何か対策を考えられたことがありますか。

○森本部長 よろしくをお願いします。

○府中市（関田担当参事） 御質問をありがとうございます。

たばこのポイ捨てごみの場所ということですが、やはり吸われる方の心情的には、なかなか広いところで吸わず、やはり影に隠れたところで吸うということがあるのだと思います。吸い殻が落ちている場所は、結構ばらばらで、人が何か集まりやすいスポットみたいなところもあります。

なかなか特定はできないのですが、やはりある程度吸い殻がまとまってあるようなところもありまして、ただ、道路上ではなくて、やはり民有地みたいなところであるというところで、事後処理、事後対応みたいな形になってしまうのですが、ごみを拾うということで対応しているのが現状でございます。

以上でございます。

○織委員 なるほど、分かりました。ありがとうございます。

○森本部長 ありがとうございます。

それでは、次に説明に移りたいと思います。

また、最後にまとめて御質問もあろうかと思います。

○府中市（関田担当参事） ありがとうございます。

○森本部長 どうもありがとうございます。

それでは、次に、奥多摩町さん、よろしくお願いいたします。

○奥多摩町（大串課長） 奥多摩町の大串でございます。音声は大丈夫でしょうか。

○森本部長 大丈夫です。ありがとうございます。

よろしくお願いいたします。

○奥多摩町（大串課長） 改めまして、奥多摩町の観光産業課、大串でございます。

本日は、この審議会散乱ごみ対策検討部会において、奥多摩町の取組を紹介する貴重な機会をいただきまして、ありがとうございます。

奥多摩町は、全域が秩父多摩甲斐国立公園に包含されておりまして、首都東京の奥座敷として豊かな自然を求め、年間約160万人の方、観光客に来町いただいているところです。

そういう中で、特にコロナ禍以降、JR青梅線の駅から近い溪谷沿いの河原において、夏休みの時期にバーベキュー客が多くなり、一部のマナーを守らない迷惑行為によりま

して、ごみの放置などの対応に苦慮している状況でございます。

その対策として、奥多摩町まちづくり委員会、これは民間の方々を中心に組織された委員会ですが、国立公園の豊かな自然を守ろうということで、本日の今御覧いただいている資料の表紙に、その活動のポスターを抜粋しておりますが、「N a t i o n a l P a r k # K E E P B L U E + G R E E N」をキャッチフレーズに国の環境省の奥多摩自然保護官事務所・東京都環境局の奥多摩ビジターセンター、まち観光協会をはじめ、民間事業者も連携したマナーアップ強化キャンペーンを立ち上げまして、本年度6年目を迎えたところであります。

それでは、具体的な取組について説明させていただきますが、この資料、7月30日に都庁で開催されましたT O K Y O クリーンアップ推進協議会での当町の資料に8月の取組を追記したものとなります。

次のページをお願いいたします。

まず、前提として、奥多摩町は、条例は特に設けておりませんで、国立公園ということで、自然公園法の中でマナー、自然保全の規定がございますので、そういった部分で普及啓発等に努めているというところでございます。

御覧いただいておりますが、冒頭申したとおり、コロナ禍以降、町内多摩川もしくはその周辺に、公設民営もしくは民間のバーベキュー場、キャンプ場もございますが、駅から近いところで、無料でバーベキューが可能な場所ということで、S N Sを通じて外国籍の方を中心に広まった経緯があります。

この外国籍の方、インバウンドではなく、都内もしくは関東近県の日本語学校生、もしくは技能実習生の方々という形になります。

そういった中で、なかなか他言語で周知をしても守られずというところではありますが、下の表にもありますけども、昨年の数値でありますですが、直火・回収ごみは、減少傾向という形ではございます。

この夏、7月においても減少傾向であるのですが、ただ、今年のお盆休みを中心に対応を取っているのですが、台風、雨続きの影響で、来町者自体が減少傾向というところで、相対的な分析はこれからということの御理解をいただければと思います。

次のページをお願いいたします。

そういった中で、より具体的な対応というところで、8月のお盆休みにおいて奥多摩駅前での観光ごみの袋の臨時の販売・回収や、ドローンを活用して河川の監視、マナーの周知啓発等を行っておりまして、そういったところで、一定の成果が、効果が出てきているものと考えているところでございます。

次のページをお願いいたします。

まちのホームページの掲示内容、もしくは河原で配布しているチラシになりますが、いずれも日本語だけではなくて、英語もしくは東南アジア系の方が多い状況がありますので、ベトナム語等も、場合によっては記載をしているというところでございます。

御覧のとおり、奥多摩町全域が国立公園であることを強調しているとともに、観光地ではありますが、奥多摩町の住民の皆様の日常生活も多摩川流域、その支流でも集落がございますので、日本語だけではなく英語でも周知を行っています。

河原で配布しているチラシにおいては、東南アジア系の言語も使用して、写真もしく

はイラストを用いて直火は駄目ということを周知し、もしくは国立公園ですので、騒音行為も迷惑行為という形になりますので、そういったところも周知を図っています。

次のページをお願いします。

今年度でございますが、東京都、新たな補助事業を環境局さんもしくは産業労働局さんのほうで設けていただきましたので、町として6月補正を組んで、さらに周知、啓発を徹底していこうということで、多言語によるマナー啓発動画作成をしました。

こちらは奥多摩町と隣の青梅市、JR青梅線がありますが、3者で運営するSNS、うめたまというInstagramなのですが、それで配信するとともに、チラシについても日本語だけでなく、こちらは今、日本語ですが、英語の物も作成して、ポイントをまとめて分かりやすくマナーの周知啓発をする一方、本来は設置したくないところなのですが、抑止力で防犯カメラを設置し、万一ごみの放置があった場合は、その映像を基に警察に届け出ると予定しておりましたが、この夏はその届出に至るケースはなかったというところで、一定の抑止効果があったと考えているところでございます。

次のページをお願いします。

さらに、東京都の補助金を活用させていただいて、スマートごみ箱をICTということで、ごみの量が伝送で、パソコン上で確認できるもの、もしくは圧縮ができるものという形で、今回、実証実験で多摩川鳩ノ巣溪谷の最寄りの、鳩ノ巣駅前に官民連携で設置をしております、9月のシルバーウィーク、今週末の5連休まで実証実験を実施しているところです。

可燃、不燃、資源、3種類を圧縮タイプとそうでないもの2種類を設置して、ごみを投入する際に協力金という形で、募金箱で100円をお願いしている状況でございます。

課題としましては、これまで基本はやはりごみを持ち帰りということではあるのですが、どうしても電車の方は持ち帰れないので、今回ごみ箱を設置したところですが、これまでごみを持ち帰っていただいた方もわざわざリュックから出されてごみ箱に投入されていることがあったり、あとは多言語、英語でも説明しているのですが、なかなか分別が徹底されなかったりという状況になっている。中には、可燃のごみ箱にたばこの吸い殻もあって危険な状況もありました。

あとは、協力金がなかなか協力を得られないというところで、左下のごみ箱、少し張り紙が飛び出ているのが分かるかと思いますが、臨時的に留意事項をまとめて、周知をして、現時点、8月中の回収状況という形で、昨年に比べれば、鳩ノ巣駅前、駅舎や近くに観光のトイレもあるのですが、そちらへの放置は大幅に改善されているという状況がでございます。

また、今週末5連休になりましたが、奥多摩駅前において、9月下旬には多摩川の川井キャンプ場において、東京都の環境局様とのキャンペーンも連携して実施して、引き続き、都の事業と一体的に展開することで、効果的な対策につなげていきたいと考えております。

以上、雑駁ではございますが、奥多摩町における取組の説明を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○森本部長 どうもありがとうございました。

それでは、先生方から一通り御質問をいただいて、まとめてお答えいただくようにし

たいと思います。先生方、いかがでしょうか。

それでは、町野委員、お願いいたします。

○町野委員 町野です。お願いいたします。

奥多摩町さんは、条例はなくて、自然公園法に基づく対応を国立公園内ではされているということだったのですが、それによって何か、足りない部分ですとか、例えば公園外でできることがないとか、あるいは自然公園法、それに基づく対応だと不十分であるというようなケースというのは、何かございますでしょうか。

○森本部長 それでは、続けて栗生木委員もお願いいたします。

○栗生木委員 御説明ありがとうございます。

観光ごみ袋について、もう少し教えていただきたいのですが、このスマートごみ箱の実証実験の前に、既に観光ごみ袋自体は、どのような形でお配りされているのかというところについては御説明いただいたかもしれませんが、もう少し詳しく教えていただければと思います。

以上です。

○森本部長 ありがとうございます。

それでは、よろしくお願いいたします。

○奥多摩町（大串課長） 御質問ありがとうございます。

まず、1点目の質問、条例でなく、国立公園ということで自然公園法に基づいてというところでございますが、中には、やはり議会や町への問合せの中で、一度テレビ報道等をされた際に、一般の方からも、条例化や罰金等の規制を設けて、ごみの対策を取るべきではないかという御意見もあるところです。

ただ、町といたしましては、昭和30年に町制施行をして昨年70周年ですが、町制施行以来「観光立町」を標榜し、豊かな自然、山のレジャー、川のレジャーという形の中で、多くの観光客の方に来ていただいています。

町の観光資源としていくというところで、規制ではなく、国立公園という中で自然公園法がありますので、国立公園であることをまず認識いただいて、マナーを守っていただくということで、周知啓発していこうということで、施策展開を図っているところです。

駅前、近くの河原について、臨時のバーベキュー場を設けるべきではないかという形での御意見もあるのですが、台風であったり、ゲリラ豪雨であったり、河原の形状が常に変わるようなところがあり、河川管理者である東京都の建設局さんとも協議する中で、なかなか臨時のバーベキュー場は難しい。

さらには、設置する場合には、建屋、管理棟であったり、水場であったり、トイレも常設しなければならないですとか、逆に自然公園法で新たな建物の規制もありますので、臨時のキャンプ場の設置は難しいという形の中で今、マナー啓発を粘り強く実施していこうというところでございます。

続けて、2問目について、お答えさせていただきます。

観光ごみ袋についてですが、今年、都の補助を活用して鳩ノ巣駅前に設置をしているところですが、これまでは観光協会、観光案内所は奥多摩駅前にございまして、そこで通年で観光ごみ袋という形で配付をいただいているという状況でございます。

資料ですと、奥多摩町の資料の3ページ目、通し番号の37ページ表示いただければと思います。

左側という形ではありますが、ただ、案内所は午後5時に閉まりますので、夏のお盆の時期は、日が暮れるのが午後7時くらいですので、臨時的にシルバー人材センターさんをお願いをして、駅前に臨時テントを設営して、その場で販売と回収も合わせて実施をしているというところでございます。

以上、回答でございます。

○森本部長 ありがとうございます。

それでは、御説明ありがとうございました。

じゃあ、引き続きでございますが、新宿区における取組の報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○新宿区（松崎係長） よろしく申し上げます。新宿区ごみ減量リサイクル課まち美化係長、松崎と申します。本日は説明のお時間いただき、ありがとうございます。

それでは早速ですが、資料の説明に入らせていただきます。資料のタイトル、新宿区におけるごみのポイ捨てを巡る課題と対策になっております。

まず、これまでの新宿区のポイ捨て・環境美化対策について、今まで取り組んできたこと、御説明させていただきます。

新宿区は、ポイ捨て防止・路上喫煙禁止キャンペーンや、ごみゼロデーキャンペーン、年末クリーン作戦等の一斉道路美化清掃活動を地域の方々と協働して行い、まち美化活動を通じて、協働でまち美化活動を実施してきたというところです。

職員の作業の部分になるのですが、ポイ捨て禁止の啓発路面標示シートを区道上ないし、許可をいただいた方からは敷地内、私道敷地内などに貼付をして、啓発を進めてきました。

商店街と連携した啓発用の掲示物等の掲出、ボランティアの方に清掃活動に対する清掃用具の貸出しやごみ収集等の支援というところでボランティアを支援しています、あとは、庁内の関係部署と連携して、こちらの新宿区役所、立地が歌舞伎町にございますので、不法投棄の対策やパトロールを進めてきたというところで、今まではどちらかというと啓発に重きを置いて取組を進めてきていたというところです。

次に移りまして、当区におけるポイ捨ての現状・課題というところなのですが、こういう啓発はさせてはいただいているところなのですが、繁華街ですとか、駅周辺において、区で委託して実施している道路清掃で収集されているごみの量が、年々少し増加傾向に今あるというところで、昨年度、令和7年度においては、コロナ禍前の水準から上回っているというところです。

ごみは缶やペットボトルというのが多く含まれているというところなのですが、近年は、弁当容器ですとか菓子、カップ麺の容器、ストロー、割り箸、串など、飲食関連のごみも増加しているという傾向がございます。

新宿区は来街者の方、外国人観光客の方も多くいらっしゃるのですが、そういったところに関しましては、特に夜間帯や人目につきにくい路地裏等で、瓶、缶、ペットボトル、食料容器、あとたばこの吸い殻、これらのポイ捨てが発生している状況がございます。

歌舞伎町シネシティ広場の周辺においては、集団の継続的な滞留、路上占拠に起因する廃棄物の散乱が目立っておりまして、まちの美観の課題が生じて、周辺環境の悪化という懸念も今あるという状況でございます。

次のスライドに移っていただければと思います。

ありがとうございます。

それで、どういうふうな取組を進めていくのかというところなのですが、まず、条例改正によるポイ捨て禁止ごみの拡大というところで、先ほどお話ししたとおり、ポイ捨てとして多様なごみが捨てられているという状況があります。

ポイ捨ての実態に応じたより効果的な対策というのを実施していくために、新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例を改正いたしまして、条例でポイ捨てを禁止している「空き缶等」の定義に「食料の容器等」を追加しています。これが10月1日、来月1日から施行になります。

今までは飲料の缶、瓶、その他の容器、たばこの吸い殻、ガムですとか、紙くず、という、連想しやすい、ポイ捨てごみが多かったものを定義していたのですが、今回の追加で、食料の容器と弁当菓子、カップ麺などの容器、ストロー、割り箸、串等の飲食に用いるものを全て対象にしてしまおうというところで、規制の対象にはなってくるというところ です。

この条例改正、10月1日から施行されるのですが、改正後のポイ捨て対策、環境美化対策として、歌舞伎町を中心とした美化推進重点地区で大きく分けて新宿駅周辺エリアと、高田馬場駅周辺エリアがあるのですが、まず今回、新宿駅周辺エリアでポイ捨てに対する直接指導、パトロールを実施します。こちらは11月から開始予定です。

パトロールの主な業務内容について、ポイ捨て行為者に対する個別の指導、マイク、プラカードを活用した来街者への広報啓発、あとポイ捨てごみの収集もこのパトロール員の方に行っていただきます。あとはウェアラブルカメラを活用して、ポイ捨ての傾向の分析というの も検討しております。

来街者の方向けに啓発グッズとして携帯ごみ袋になるのですが、街頭配布を既に実施する形で動いております。

先ほどお話しした従来の路面標示シートの貼付作業に加えまして、こちら路面塗装作業として直接道路にスプレーを吹きかけて、資料右図のような啓発イメージなのですが、こういう塗装を、全て外部の事業者 に委託化することで、より広範で、かつ効率的な啓発を実施していくというように、今後条例改正を契機に取組を進めていくということで、一層のまち美化のほうに取り組んでいくという次第でございます。

雑駁ではございますが、説明は以上となります。

○森本部会長 どうも御説明ありがとうございました。それでは、委員の方々から御質問 よろしくお願 いたします。まとめてお答えいただくようにしたいと思います。

1点私から質問させてもらいたいのですが、清掃活動について考えたときに、やはりエリアが限定されていて、かつ継続的に取組が必要ということになったときに、もちろん委託での道路清掃もあるのだと思いますが、地元ですから、当然、地元の町内会とか、そういう団体が継続的に取り組まれている例とか、あるいはそういうものを応援している例といったものは新宿区の場合はあるのでしょうか。

○新宿区（松崎係長） 冒頭に申し上げたこのごみゼロデーキャンペーン、５月３０日の語呂合わせのごみゼロなのですが、５月３０日を起点に、前後１か月程度をそのキャンペーン期間というふうに定めさせていただいております。

それぞれの地域の方々の清掃活動を後押し、タイアップさせていただくような形ですとか、ボランティアの方々、地域の団体の方々に向けてもそうなのですが、清掃用具の貸出しを行っています。

どうしても、ボランティアの方々や地域の方々は、それぞれごみを集めても、御自身でごみの処理がなかなか難しいという方々もいらっしゃるかと思います。そういったところは清掃事務所と連携いたしまして、ごみの収集をお手伝いさせていただいているというところ、地域と連携したごみ清掃活動というのを実施しております。

○森本部会長 ありがとうございます。やはり地域と連携するという形でございますね。

それでは、森委員、お願いいたします。

○織委員 すみません、間違えました。すみません。ごめんなさい。

○森委員 大丈夫ですか。

○織委員 大丈夫です。すみません。

○森委員 では、森から先に質問をさせていただきます。

恐らく新宿区さんだけではなくて、この後御説明が続く都市部の２３区の、特に繁華街は同じような状況かなと思うのですが、美化キャンペーンで清掃活動に関わっておられる方とか、そこに協力いただいている企業の方々と、実際に、特に夜間、ごみを捨てている方とか、ごみを捨てている方が利用しているお店というのが、大分ギャップがあるような気がしています。

ごみを出す人はひたすら出すし、出していない人たちが一生懸命片づけているという図が現実的にはあるのかなと思うのですが、実際に片づける、清掃活動に実際に夜、そういったごみを捨てる方が御利用されるようなお店の方が、こういった清掃キャンペーンなんかに参加していただけるようになると、何か少しそのギャップが埋まる可能性があるかなと思ってお話を聞いていたのですが。

現時点では、清掃活動に参加しておられる方々の中には、そういったいわゆる夜、いろいろお酒とか食べ物を提供していらっしゃる方はあまり入っていないという実態なのではないでしょうか。その辺りを教えていただきたいと思います。

○森本部会長 では、よろしくお願いいたします。

○新宿区（松崎係長） ありがとうございます。

そうですね、この環境美化対策のキャンペーンは、町会や自治体、商店会の方、地元の方々が、御参加いただいているというところではあります。

あとはボランティアの方々が多いいところもあるのですが、一方で高田馬場などですと、やはり学生さんが多くいらっしゃるまちというところもあるので、そういった方々も少しお見えになっているので、実際に販売している事業者はなかなかいないのか、属性までは把握し切れていない状況です。

そういった多様な方々が、キャンペーンに御参加いただいたり、新宿区内で、路面店、テイクアウト店が多い新大久保エリアは、アプローチの方法が違いますが、例えば店先にもごみ箱を出しておいていただいて、ごみはきちんとそこにお客さんに捨てるように

啓発してもらい、お客さんにはポイ捨てしないでねという啓発をお願いしたりする形で、美化活動も一つの手段ではもちろんあります。

まさしく先ほどおっしゃっていただいたことなのかなとは思いますが、ごみは出した方が片づけるという観点に立ち返ると、新大久保の取組は町全体で、みんなできれいにしていこうというところも一つあるのかなと考えております。

○森委員 ありがとうございます。

○森本部長 御説明ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、豊島区から御説明をお願いいたします。

○豊島区（大曽根課長） 私、豊島区環境保全課長の大曽根と申します。聞こえておりますでしょうか。

○森本部長 聞こえております。大丈夫です。

○豊島区（大曽根課長） よろしいですかね。では、進めさせてもらいます。

では、次のスライドをお願いします。

私から、豊島区における散乱ごみ対策の取組と課題ということで、まず現状の課題を説明させていただきます。

まず、豊島区は、ごみのポイ捨てが最も多い地域が池袋駅周辺で、資料にも記載しているとおり、商業観光拠点として国内外から多くの来訪者が集中しています。

そうしたことから、外国人住民、観光客の増加に伴って、ごみのポイ捨て、スーツケースの放置が顕在化しているという状況です。

また、ほかにも吸い殻、飲料容器、食品ごみ等の散乱による環境や治安の悪化が懸念されているといった状況です。

資料の下に、毎年区民の方にアンケートを取っている豊島区区民意識調査結果を掲載しています。住みにくくなった理由が何かという質問に対し二つ挙げられております。

一つが外国人との関係です。公共ルールを理解していない外国人の増加、習慣の違いがあるということ、治安・マナーとして、たばこのポイ捨てやペットボトルなどのごみが増えたこと、ごみを出す曜日が守られていないという点が住みにくくなったという理由となっております。

実際、外国人の住民数についても、平成28年1月1日から比較しますと、10年たったところで1.5倍になっております。

次のスライドをお願いします。

散乱ごみをもたらす影響として、まちの美観のイメージ低下、住民の生活環境、安心感への影響があります。

先ほども申し上げたとおり、放置スーツケース等による歩行空間の阻害については、報道で御存じかもしれませんが、今年の5月に豊島区がスーツケースの放置が問題であるということで報道されておまして、この対策に豊島区としても今、取組を進めているところでございます。

こういった課題があることに伴って、清掃・啓発に係る区の負担も増大しています。

写真を見ていただきますと、池袋駅周辺の様子なのですが、飲料・食品容器、ペットボトル、たばこの吸い殻といったものが散乱しているのが日常となっております。

次のスライドをお願いします。

こうした現状からこういった取組をしているかということ、こちらに挙げています。

まず、一つ目が、路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例です。豊島区では平成23年5月30日に施行されまして、区内全域で路上喫煙・ポイ捨てを禁止しています。重点区域というのは、池袋駅周辺なのですが、こちらではポイ捨てに対して刑事罰の罰金を規定しています。

続いて二つ目、路上喫煙・ポイ捨てに係る路上啓発シールを貼っています。

三つ目が、路上喫煙・ポイ捨て防止パトロールです。毎日、区が委託したパトロール員が区内全域を巡回して、路上喫煙者の注意・指導を行っております。池袋駅や大塚駅といった多発地点は集中的に巡回するよう、頻度を高めております。

続いて四つ目が、ごみゼロウィークといったもので、豊島区で10月・11月、それぞれ1週間、鉄道事業者の方や地域の方と一緒に清掃活動を行っております。

次のスライドをお願いします。

多様な主体との協働による美化活動の実施です。

一つ目が、としまシルバースターズです。こちらはシルバー人材センター、高齢者の方が池袋駅東口・西口で清掃活動をしています。清掃活動を行うに当たって、路上喫煙やポイ捨て防止の呼びかけも併せて実施しています。

二つ目が、ごみゼロデーといって、毎年5月30日に区内全域で一斉清掃を行うものです。令和8年度は約1万人以上に参加していただいております。

三つ目が、としま“まちキレイ”プロジェクトといいまして、令和4年4月に開始したもので、気軽に参加できる環境美化活動の場を拡大しています。さらに、ごみ拾いSNS「ピリカ」を導入して、豊島区版の活動・参加人数・ごみ量も公開しています。

最後、四つ目が、としまクリーンサポーターといいまして、区内企業や団体の方が清掃活動を行ったときに、登録していただくというものです。

続いて、次のページ、次のスライドをお願いします。

こちらに記載してあることは、今も継続して実施しているものを、今後も引き続き実施していくものです。

一つ目が、地域環境浄化委員会、美化推進協議会との連携強化です。池袋駅西口や大塚駅では、地域の方が自主的に清掃活動を大規模に行っているのです、区も一緒に活動しています。

二つ目は、地域一帯の美化活動の定着といったことで、ごみゼロデーを引き続き行い、多様な主体の参加を今後も促してまいります。

三つ目、デジタル活用による参加の間口拡大を検討しております。

続いて、次のスライドをお願いします。

今後の取組として、三つ挙げております。

まず一つ目が、ポイ捨て者への罰則の検討です。ポイ捨てだけでなく、路上喫煙の罰則についても、先日、渋谷区がポイ捨ての過料を設定したということで、豊島区も渋谷区に倣って、路上喫煙・ポイ捨てに係る罰則の強化について、検討していきたいと考えております。

二つ目が、観光客・来街者向けの多言語啓発の強化です。今までは中国、韓国、英語の多言語対応でポスター、路上シールなどで啓発していたのですが、豊島区でいうと、

ネパール、ミャンマー、ベトナムといった多国籍の方が多く住んでおり、その対応のため専用のポスターを作成して、強化を図っていきたいと考えております。

最後に、スーツケースについて。こちらは報道もされていまして、対応を強化していきたいと考えております。

続いて、次のスライドをお願いします。

最後に、都や関係者に求める事項ということで、2点挙げさせていただいております。

まずは、なかなか自治体一つだけでマナー啓発というのも限界がありますので、できれば東京都などに広域で、マナー啓発の広域展開をしていただければと思っています。

二つ目が区市町村の好事例共有・情報連携の場の提供なども進めていただければと思っています。

簡単ではございますが、豊島区の説明は以上になります。

○森本部長 御説明ありがとうございました。

それでは、委員の方から御質問等がありましたらお願いします。

栗生木委員、よろしくお願いします。

○栗生木委員 ありがとうございます。

御説明ありがとうございました。基本的には繁華街を中心とした課題という内容だったかなと認識していますが、発生時間帯などに特徴があるのかどうか教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○豊島区（大曾根課長） よろしいですか。

○森本部長 よろしくをお願いします。

○豊島区（大曾根課長） 発生時間帯なのですが、今、毎日パトロール員が路上喫煙・ポイ捨てに対しての啓発を行っておりまして、やはり多くは夜になります。その件数が多いので、そこら辺を重点的に手厚く普及・啓発するような形で今、回っているところです。

夜の時間帯は職員もいなくなっている時間なので、対策が少し難しいところですが、今後も普及・啓発だけでなく、条例改正をいたしまして啓発員も導入する予定ではございますので、その点も踏まえて夜間の対応強化に努めてまいりたいと思っています。

○森本部長 ありがとうございます。

それでは、御説明ありがとうございました。

では、引き続き、お待たせいたしました。渋谷区から御説明お願いいたします。

○渋谷区（中嶋課長） もしもし、聞こえますか。

○森本部長 今、聞こえております。よろしくお願いいたします。

○渋谷区（中嶋課長） よろしくをお願いします。

私、渋谷区環境整備課長の中嶋と申します。それでは、本日は、渋谷区ポイ捨て対策プロジェクトの概要について御説明します。

次、お願いします。

まず、渋谷区ポイ捨て対策のあゆみです。渋谷区では、平成9年にきれいなまち渋谷をみんなでつくる条例を制定し、自分のごみは自分で持ち帰ることを基本に、啓発活動や地域ボランティアの美化活動を進めてきました。

しかしながら、コロナ禍後の来街者の増加に伴いまして、ポイ捨てごみも急増し、従

来の啓発や指導だけでは十分な効果を上げることが難しくなってきたところです。

このため、条例を改正しまして、令和８年４月から事業者へのごみ箱設置義務化、６月からポイ捨て者への過料徴収を開始しております。

次、お願いします。

続きまして、渋谷区のポイ捨て対策プロジェクトの全体像になります。プロジェクトにつきましてはこちらにあるとおり、ポイ捨て者への過料処分やごみ箱の設置、清掃活動への支援、広報・啓発、効果検証など、複数の取組を組み合わせで進めています。

これらを総合的に実施することで、ポイ捨てごみのない世界に誇れるきれいなまち渋谷の実現を目指しております。

次、お願いいたします。

続きまして、渋谷区きれいなまちづくりルールになります。条例改正後には、区内全域の公共の場所などにおけるポイ捨てを禁止し、違反者にはその場で２，０００円の過料を科すこととしております。

また、飲食料を販売する特定店舗や自動販売機の設置管理者に対して、回収容器の設置と適正な管理を義務づけております。

次、お願いいたします。

続きまして、取組の一つ目です。

まず、巡回業務になります。１日当たり最大６０名の巡回員が２４時間３６５日、区内全域を徒歩で巡回しています。ポイ捨てを現認した場合には、指導と過料徴収を行うほか、訪日外国人にも対応できるよう、多言語対応の可能な巡回員を配置しております。

こちらは令和８年６月からの実績で、こちらには５００件と書いていますが、現在６月から８月の３か月の実績で約９００件強となっております。

次、お願いいたします。

続きまして、店舗へのごみ箱設置義務化です。令和８年１月から渋谷・原宿・恵比寿等の繁華街エリアにおいて、飲食料を販売する店舗にごみ箱の設置と適正な管理を義務づけています。巡回員が設置状況を確認し、未設置や管理が不適切な場合には指導を行っております。７月時点で１，２００店舗以上を調査しているところです。

次、お願いいたします。

自動販売機についても、区内全域で飲食料を販売する自動販売機への回収容器の設置と適正な管理を義務づけております。未設置が確認された場合は、勧告・命令・公表・過料処分を段階的に実施していく予定です。

次のページをお願いします。

続きまして、公共ごみ箱の設置です。公共ごみ箱はポイ捨て防止に有効である一方、設置後の維持管理・費用負担も重要となり、これまで区でも検討を重ねてきたところです。

その中で、東京都様の補助事業が開始されたことに関しまして、これを契機として、特に人流が集中する渋谷駅周辺への設置に向けて、現在、商店街などの関係事業者と連携・調整を進めているところで、現在、規模としては、今定例会でも発言させていただいておりますが、渋谷駅周辺約５０か所に約２５０台を設置する予定で調整を進めているところです。

次、お願いいたします。

次からは清掃活動への支援になります。

まず、ボランティア活動支援になります。区では、ボランティア団体や学生などの清掃活動に対しまして、ごみ拾い用具やごみ置場の提供をしております。令和7年度につきましては、8,377名の方に御利用いただいたところでございます。

次、お願いします。

続きまして、ごみ拾いイベントへの支援です。民間事業者等によるごみ拾いイベントを渋谷区が支援しております。

また、アニメやスポーツチームとコラボレーションしたイベントを開催することで、ふだんなかなか興味を示していただかない参加者、そういった方々ともきっかけづくりをしまして、きれいなまち、自分たちが住むまちづくり、自分たちのまちの中でのこういったポイ捨てに対するごみ拾い活動に賛同いただくように取組を実施しております。

次のページをお願いします。

続きまして、美化推進委員会の支援です。区内10か所の美化推進委員会の活動を支援しまして、地域と連携した環境美化に取り組んでおります。また、年1回、表彰式等を実施しているところでございます。

次のページをお願いいたします。

続きまして、民間事業者との連携です。様々な民間事業者とも連携をさせていただきまして、民間のアイデアやノウハウを活用した取組を進めております。

具体的には、オリジナルごみ袋を寄贈いただいたり、リサイクルボックスに異物混入を防止するステッカーの貼付などを実施したりしているところでございます。

次のページをお願いします。

続きまして、広報活動になります。環境美化啓発を目的に、様々なメディアコンテンツを用いた啓発活動を実施しております。

主に商店街やビルオーナーの方に御協力いただいたり、あとは試合等、プロスポーツチームの試合等で御紹介いただいたりするなど、渋谷に関わる多様な民間事業者と連携しまして、渋谷に來ない場所でもこういった渋谷では啓発活動をしているのを拡大しているところでございます。

次のページをお願いします。

また、令和8年度より開始したポイ捨て禁止ルールを来街者、事業者に広く周知するために、統一のキービジュアルを用いまして、大規模な広報活動を実施しております。実例で言いますと、渋谷駅周辺の横断幕や商店街フラッグ、駅前の看板、ビジョン等を活用させていただいております。

また、訪日外国人に向けて、英語・中国語・韓国語等、多言語広報も実施しているところでございます。

次、お願いいたします。

続きまして、効果検証・各種調査でございます。取組の効果を検証するため、ポイ捨てごみ量や販売元ごみ箱の設置状況などについて、定期的に調査しているところです。

こちらは路上散乱ごみ調査としまして、100メートル当たり何個のポイ捨てごみが落ちていたかをAIカメラを用いて計測したものです。実際に見ていただくと、やはり

来街者が急増したことに伴いまして、ごみ量が増えているところでございます。

次のページをお願いいたします。

各種調査の結果という形で公表させていただいております。また、例えばこの中で言いますと、ポイ捨てごみの販売元調査というところで、実際にごみを回収して分析しまして、コンビニやカフェのごみが多いといったところで、そういった施策を、計画を進めているところです。

以上のように、今後もこうしたデータを基に取組の効果を研究し必要な見直しを行いながら、より実効性のある対策を多角的に進めていきたいと考えているところでございます。

以上で、渋谷区ポイ捨て対策プロジェクト全般について説明を終了させていただきます。

○森本部長 御説明をありがとうございました。

それでは、委員の方から御質問等、よろしくお願いいたします。

それでは、織委員、お願いいたします。

○織委員 どうもありがとうございます。

大変面白いというか、興味深い効果検証・各種調査していただいて、共有していただきありがとうございます。

特に、ポイ捨ての発生元のところで、コンビニやカフェなどファストフード店というのは、想像していたけどそうなのかといったところなのですけども、実際彼らに、ポイ捨てに対する費用負担ではないですが、あるいは責任を負担させる、EPRを適応していくような話になったときに、どういう反応をしそうかといったことがあると思います。

今の段階でも発生元であることについての責任について、どのように考えているか、どういうことならしてくれそうかというような、何か、その辺のやり取りをされていて少し感触を教えていただければなと思います。

○森本部長 それでは、森委員も続けてお願いいたします。

○森委員 大変興味深い説明ありがとうございました。私自身も渋谷区民なので、こういう表示は確かにすごくよく見るし、渋谷区は頑張っておられるなというのを日々見ていたところです。

特に巡回をして、過料をもうばんばん取るという作業をされていると思うのですが、とてもお金がかかっているのだろうなと思って見ております。

これは今、例えば今年1年、集中的に、認知度アップも含めて、集中的にリソースを投入してやっておられるのか、つまり初期の頃はある程度効果が出るまで集中的にリソースを投入して、この後状況を見て少しずつ手を引いていくような作戦なのか、それとももうこれだけのリソースを基本的にはずっとかけ続けるという戦略なのかというのが少し気になっています。

渋谷区だから多分できているのだと思います。ほかの市区町村がまねをするとすると、なかなか難しいのかなと思っておりまして、もしこのリソースの投入について、何か今後の見通し等があれば教えてください。

○森本部長 それでは、二人の委員の方の御質問に対するご回答よろしくお願いいたします。

○渋谷区（中嶋課長） 御質問ありがとうございます。

まず、コンビニごみに関する費用負担についてですが、まず、費用負担というところを考える前に、まずコンビニ自体、都市部では、ごみ箱が設置されていなかったということで、来街者の方がコンビニ等でごみが出る商品を買って、その辺りで食べてそのまま捨てるというところが問題だったので、それに伴って費用というよりかは、まず、ごみ箱を設置していただくように条例で義務化させていただいたところです。

当初いろんな御意見もあって、商店街やそういったところに説明しまして、例えばコンビニでいうとフランチャイズのお店があったりするので、そのまま、例えば某会社だと、企業の本部のほうに話しに行つて、説明させていただいているところでございます。

現在、ごみ箱設置率68%となっていますが、全体で言うと、条例を改正してから、地道に巡回員の下で説明に、1店舗、1店舗を回らせていただきまして、現在コンビニは、ほぼ100%に近い形、全体としても約9割のごみ箱設置率を実現しているところです。

なので、費用負担というよりかはまずは、まず区としては、事業者が販売、商売をしたごみというのは自分たちで回収するということを伝えていって、そういった形で今回義務化をさせていただいたところです。

○織委員 少し関連して、今、1点だけいいですか。

それで、100%になってから実際、ポイ捨てごみがかなり減ったとか、そういった効果は出てきたのでしょうか。

○渋谷区（中嶋課長） 実際、条例改正を4月にして、5月にしては一時的に減っていますが、現在、定期的に行っている調査、8月分については集計中なのですが、実際秋にも大規模な調査をして確認したいと思っていますし、さらに、来街者の責任、事業者の責任を合わせて区の責任として、公共ごみ箱を何とか年度内に設置するように目指していますので、それを基に、ポイ捨てごみ量が減っていくということを実現していきたいなと考えているところです。

○織委員 ありがとうございます。

○渋谷区（中嶋課長） 続きまして、御質問いただいたところでございますが、巡回員のリソースについてです。

こちらはやはり、ポイ捨てごみは今年から始めたところで、もともとは路上喫煙の巡回を目的に実施していたところです。やはり来街者が増えたことによって、その巡回員の人数を非常に増やしている状況でございます。

今後も、多角的な巡回プロジェクトの中で巡回員というのは現在、増やしていく方向では考えて、来年も少し増やしていこうと思っています。

一方で、そのポイ捨てごみ量の調査を基に、どんどん減っていくのであれば、調査量に合わせて巡回の数というのは減らしていくことは計画的に実施しております。

ただ、目標が達成しない限りは、この形で実施して、このリソースの量では実施していきたいと現在検討していますが、その効果と検証に合わせて、もちろん減らしていく方向になればいいのかなと考えているところです。

以上です。

○森本部長 ありがとうございます。

ほかの委員の方いかがでしょうか。それでは私から、今、これから効果検証を詳細にされるになると思うのですが、感触で結構なのですが、こういう分野では減った、例えばコンビニで100%になったのでコンビニ系のごみは減ったとか、何かそういう傾向が見えるような感じはありますでしょうか。

○渋谷区（中嶋課長） コンビニのごみというのは減っている感じはありますが、一方でやっぱり路上飲酒とかの関係で、缶ごみとかがやはりいまだに一定程度あったりするもので、そういったことは巡回員等で対応していきたいと思っているところです。

○森本部長 ありがとうございます。

それでは、引き続き、栗生木委員、お願いいたします。

○栗生木委員 すみません。終わりのほうに申し訳ありません。

ペットボトルと缶の自動販売機の横につけた新型のごみ箱、リサイクルボックスがあったと思うのですが、様々な場所で普及が始まっていると理解しているのですが、まさにこの異物はいれないということが問題になっていることも承知しています。

実際にどのぐらい異物の混入率があるのかといったところはいかがでしょう。

○渋谷区（中嶋課長） ありがとうございます。

こちらは、なかなか設置事業者がベンダーなど様々な形があるので、私たちとしては全国清飲料連合会と連携して実施しているところでございます。連合会の調査によると、4割から5割が異物購入だというふうに話を伺っています。

一方で、やはりリサイクル自体は、実際に実施したいということなので、区と連携してステッカーを用意させていただいて、この活動は渋谷区だけでなく、23区、ひいては東京都さんとも御協力いただいて広げていきたいなと考えているところでございます。

○栗生木委員 ありがとうございます。

全体を通して伺っていて、たばこ瓶、缶、ペットボトル及びそれ以外ぐらいに分かれるのかなと思ったときに、すごくここが、瓶、缶、ペットボトルとたばこ等の関連性が高いのかなと思いながら伺いました。ありがとうございます。

○渋谷区（中嶋課長） ありがとうございます。

○森本部長 ありがとうございます。

それでは、中嶋さん、どうも御説明をありがとうございます。

○渋谷区（中嶋課長） ありがとうございます。

○森本部長 それでは、これから少し、まだ少し時間がございますので、少し先生方から意見交換をしていただければというふうに思います。

各区市町村の取組もございましたし、東京都のお考えもありますので、幅広くフリーにお話しいただければというふうに思います。

それでは、村上委員、お願いします。

○村上委員 どうもありがとうございます。

今日、様々お伺いしていて、途中、冒頭でもありましたが、何かいろいろなことが現場ごとに違うというか、サイトスペシクな話も多いのかなと思いながら、またいろんな対策を打っておられるのだなというところが非常に感心したのと申しますか、いろいろ既に進んでいるのだなということは理解できましたという状況でございます。

何か他方で、やはりそろそろ横串を刺さなくてはいけないタイミングなのだろうなということもやっぱり改めて痛感するようなところがあります。例えば、個別の施策は現場に合わせたものを打つことが必須だなというのを改めて理解しました。渋谷区は確かに渋谷区さんでないとできないことをしておられるようにも拝見をしました。

逆に言うと、同じことは全ての人ができるわけでもないので、やはり都レベルの対応というのでも改めて必要なのだなということで、ここの部会の意義みたいなものは非常に理解できましたというところです。

何をやるのだろうみたいなことは、冒頭のところで話のテーマとして挙がっていたのかなと理解をしております。やはり都レベルで実施していただくというか、国レベルも巻き込む必要があるのかなというところも議題にあったかなと思います。一旦少し都レベルで構わないと思っているので、まず何か、誰にどの責務をとという話はやはりきちんととしたほうが良いような気がしています。

国レベルかもしれませんが、一旦こういう話もしたほうが良いという意味において、少なくとも都内で一貫した政策を打っていただいたほうが良いと思うので、主体の責任の話とか、必要に応じて支援を出すとか、規制かけるとかという話が多分混在すると思いますので、一段階上レベルの話をやはり条例レベル、条例的なある程度制度的な枠組みで打っていただいたほうが良いのかなというふうに、今日の話をお伺いして思ったところです。

なので、少なくともそういうきつめの規制という話になってしまうかもしれませんが、そのレベルの議論をしたほうが良いのではないかと、私には感じましたというのが全体的なコメントです。

あと、渋谷区の効果測定は、非常に意義深いなと思ったので、それに資するようなデータを集めるなど、最近だと、要するに人流のデータなど多く使えるものがあると思いますので、AIカメラを使っていると渋谷区がおっしゃっていたと思いますが、そういうデータ収集みたいなところもぜひ、都から支援していただくようなところも含めて、やはり実施していただくといいのかなと感じたところです。

私からは以上です。

○森本部会長　ありがとうございました。

それでは、栗生木委員、お願いいたします。

○栗生木委員　御指名ありがとうございます。

先ほど渋谷区の発表で質問させていただいた際に最後にも申し上げたのですが、大きくは全体を通して、たばこがあって、その後に缶、瓶、ペットボトルというのがあって、あとそれ以外ということに、どの地域においても大体分かれるのかなと理解しました。

多分、たばこは喫煙条例との関連においてそれ相応のアプローチがあって、缶、瓶、ペットボトルは、リサイクルという観点でもう少し強化していくべきなのだろうなと改めて思ったところです。

それ以外については、一般的な東京都の分別ですと、燃えるごみだったり、燃えないごみだったり、少し混在していますが、そういった中で、どういうふうに持ち帰っていただくのかや、それぞれのエリア、繁華街、川、公園の議論は区別しながら見ていくということが重要なのではないかと改めて思いました。

以上です。

○森本部長 ありがとうございました。

それでは、織委員、お願いいたします。

○織委員 ありがとうございます。

私は二つお話しさせていただきたいと思います。

一つは、最初に述べさせていただいた村上先生の意見とも重なるのですが、ガバナンスの問題だと思います。責任分担をどうしていくのかという議論が非常に重要だと思っています。

捨てた人だけが責任を負うというよりかも、商品ごとにどういった発生源があって、それに対策をどうするのかということで、責任の在り方というものの、分担をどうしていくのかという議論がなされるべきではないかなということと、もう一つは、規制と自主的な取組というポリシーミックス的な発想を地域ごとにどうやってくのかという深掘りが必要なかなと思っております。

今日、御紹介いただいたそれぞれの事例というのは、非常に皆さん頑張ってらっしゃってとても勉強になったのですが、なぜ、ここではこれがうまくいって、どの手段がどのタイプの地域でなぜ効いたのかということと比較していくということが重要なのではないかなと思いました。

もう一点、大きな議論なのですが、外国人の散乱ごみという話がいろんなところに出ていたかと思ひまして、私どもの修士博士の研究でも、当初、外国人だから問題なのではないかということと、さらにはごみ箱の数が少ないから問題なのではないかという仮説で1年間調査させていただいていたのですが、実際、最初のところの資料で出てきたように、散乱ごみは日本人と外国人で半々となっています。

特に繁華街に多いのは、渋谷ですとか、池袋みたいに、短期間でしかない、定住者が少ないところにその要素が顕著です。

ということは、外国人というくくりというよりも、定住的にいる人がいない人かという、そういう視点もすごく大きな、またその日本人もしばしば訪ねてくる池袋ですとか、渋谷みたいな、そういう特徴を考えて、その地域のルールや廃棄物処理システムを知らない、大量のまちを訪れる訪問者がいる地域という分類で、その中で外国人については、言語、文化、廃棄物処理慣行の違いが加わるというこの2段フレーズで考える必要があるのではないかなと思いました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○森本部長 ありがとうございました。

森委員、お願いいたします。

○森委員 御説明、もろもろありがとうございました。

今日、非常に先んじていろんな手を打っておられる自治体に発表していただいたところなのですが、こういった進んだ取組をしている自治体さんに、ここで言ったから即対応できるというわけではないと思いますが、都ないしは国に、このようなことを期待していますということを、豊島区さんは明確に、スライドで1枚入れていただいていたと思うのですが、もし可能であれば、せっかく御発表いただいたので、こんなサポートがあったらうれしいなというのを、可能であれば一言ずついただくと今後の参考になる

のかなと思ったのですが、少し時間がないですかね。

○森本部長 いや、大丈夫だと思います。

では、まず、町野委員にお話しただいて、その後に、各自治体の方に一言ずつお願いできればというふうに思います。

それでは、町野委員、お願いいたします。

○町野委員 1点目は、責任分担の点は複数の委員がコメントいただいていたましたが、私も非常に重要だと思っております。

渋谷区は事業者にも法的な義務をかけているところもあれば、あくまでユーザーの方、消費者のみというところもあるので、東京都で何かをするに当たっては、どこの主体に、どのような義務を負わせるのかというところをまず、議論するのは必要であるというふうに思います。

二つ目が、東京都で対策をする際の効果的なところですが。本日の資料の冒頭に書いてある背景を見ると、東京都の資源循環廃棄物処理計画が目指す資源、持続可能な資源の利用などが書いてあります。

これだけ見ると、排出抑制と適正な処理、資源化を促進する方策を検討すると書いてあるのですが、恐らく今日お話しいただいた自治体の取組自体は、排出抑制がほぼ全てであると思います。

その先のことは恐らく触れてなかったところで、その先の話というと、廃棄物処理の話になってしまうので、そこまで都が包括的にいろいろ取組をプッシュするのか、あくまでも排出抑制だけに特化するのかというところは、一つ決めておいたほうが良いと思いました。

それからもう一つが、これも最初の東京都の資料のところであったのですが、対象にするごみをどう定義するかということが、散乱ごみは何を対象にするかというところも最初にあったと思います

条例を見ると、空き缶や紙類など、今回、渋谷区では容器包装ごみを追加されたということも書かれていましたが、そもそもそれは品目で特定する必要があるのかどうかというところも少し疑問に思っておりますので、その辺りも実情も踏まえてしっかり議論したほうが良いのかなと思いました。

以上です。

○森本部長 ありがとうございます。

それでは、各自治体の方に一言ずつ、東京都あるいは東京都だけでなく国も入るかもしれないが、こういうことを実施してほしいというものがありましたら、一言ずつお願いしたいのですが、まず、府中市さん、いかがでしょうか。

○府中市（関田担当参事） ありがとうございます。

まず、本日、各区、団体さんの取組を聞かせていただいて、大変参考になるところがございました。

先ほども出ておりましたとおり、それぞれのうまくいっている事例等ありましたら、共有していただければありがたいと思います。啓発的なものを統一的にできるのであれば、広域的な取組につながるのかなと感じました。

以上でございます。

○森本部長 ありがとうございます。

それでは、奥多摩町さん、よろしくお願いいたします。

○奥多摩町（大串課長） 奥多摩町、大串です。

やはり奥多摩町は小さな自治体では財政も厳しいです。補助がないとなかなかICTを使ったごみ箱の実証実験等もできない状況があります。そういった部分で財政支援をお願いしたいと思います。

全体的なところで、テロ対策で駅の構内のごみ箱も撤去されて、基本持ち帰りという中でも、奥多摩ですと、バーベキューごみ、生ごみ等は持ち帰りができなくて、河原に放置もしくは駅周辺に放置という状況で、対策を取っている中で、やはりもう持ち帰りがもう限界もありまして、やはり必要なところにごみ箱の設置が必要だなというところで、そういったことを個別ではなくて、都全体としてイニシアチブを取っていただきたいなと思います。

さらに、国立公園というくくりでいいますと、奥多摩町だけでなく、隣の青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村も秩父多摩甲斐国立公園に入りますので、そういったところを市町村の連携で、今回、青梅市さんとは連携を取ってこの補助金を活用していこうという形で今、進めています。やはり広域的なところになると、東京都に間に入っていて、場合によっては国、環境省も入っていただいて、統一的、連携する対応が必要だなと感じているところです。

以上でございます。

○森本部長 ありがとうございます。

それでは、新宿区さん、よろしくお願いいたします。いらっしゃらない。

すみません、それでは、豊島区さん、よろしくお願いいたします。いらっしゃらない。

それでは、渋谷区さん、よろしくお願いいたします。

○渋谷区（中嶋課長）聞こえますでしょうか。

○森本部長 はい、聞こえております。

○渋谷区（中嶋課長） ありがとうございます。

渋谷区から大きく三つお願いしたいことがございます。

まず、宿泊税を原資とした補助事業というのを継続的に実行していただきたいということです。今回のごみ箱の設置も、補助として5分の4出るということで、渋谷区で先んじてトライアンドエラーを繰り返しながらやってみようということで、決心させていただくことができました。

また、ごみ箱の維持管理費も3年として、補助率が3分の2、2分の1、3分の1とあって、4年目以降は現在ないというところなのですが、やはり来街者、特に外国人の方も多いので、そういった宿泊税を原資とした補助というのは継続的にお出しいただけたら幸いです。

続きまして啓発・周知になります。啓発・周知については、区内ではいろいろやっているのですが、やっぱり委員の先生からもおっしゃられたように、都全体で横串を入れてやっていきたいなというところがございます。

また、やはり日本全体、都の繁華街等には外国人の方も多くいらっしゃっているところです。例えば外国人の方に言うと、こういったポイ捨てしちゃ駄目だよというのを知

らなかったとか、文化によってはごみがそこにたまっていたらそこに捨てていいものだとおっしゃられる方も結構、啓発指導の中でいらっしゃいます。

例えば羽田空港に到着したときに、そういった看板が目の前にあれば、みんなに知っていただけるかなとか、そういった考えもあるので、御協力いただきたいと思います。

あとは、道路、道路の分担の問題というところがあるのですが、例えば、区民の方からこういった道路にごみがたまっているのでは何とかしてほしいといった場合、区道についてはすぐ対応するところはあるのですが、都道や国道は対応しますと言ってから二、三週間たって、結局区で対応しているところがございます。道路ごみは、東京都や国に関しても積極的に協力いただきたいと思いますというところです。

また、あわせて、都道について、今回、公共ごみ箱の設置のところで調整させていただきまして、人流が多いところに設置したいというところがあって調整させていただいているのですが、離隔距離の要件などが厳しく設置希望があっても駄目だというふうにおっしゃられて、なかなかその設置場所が決まらないといったこともありました。そういったことも含めて、規制の緩和というところまではないのですが、こちらのお話も聞いていただけると幸いです。

以上になります。

○森本部会長 ありがとうございます。

各自治体からの御要望も踏まえて、この部会でしっかりと議論していきたいと思います。

各自治体の皆さん方、本当にありがとうございました。

また、各先生方から本当に多様な御意見をいただきました。今日はまとめるところではないのですが、基調として、先ほど村上委員、織委員からもありましたように、ガバナンスと申しましょうか、責任分担、あるいは拡大生産者責任も含めたような責任分担のことも考える必要があるのではないかと思います。

あるいは、規制的なものであるとか、自主的な取組のポリシーミックスのようなことも考える必要があるのではないかなど、そういった意味で、東京都としてルールを決めていくということは、必要なかなということが基調かと思います。その一つとして条例というのもあるということかかと思います。

また、責任分担ということになれば、やはり国レベルでも考えることであろうかと思いますので、よく国とも連携して、情報交換、意見交換をして、取り組んでいく必要があるかなと思ってございます。

今日は、先生方、いろいろありがとうございました。これをベースにして、次の議論に進めていければと考えてございます。

以上で、本日の議事は全て終了となりますが、今後のスケジュールについて、事務局から御説明をお願いいたします。

○大谷計画課長 事務局から今後のスケジュールにつきまして説明をさせていただきます。

資料9でございます。

先月、8月25日に廃棄物審議会総会で本件の諮問をさせていただきまして、本部会の設置についても御承認をいただいたところでございます。本日の部会を含めまして、年度内を中心に6回程度の部会での御審議を考えてございます。

予定といたしましては、来年度、令和9年度の春頃に、廃棄物審議会の総会で、散乱ごみ対策の中間のまとめとして報告をさせていただければと考えております。また、夏頃の総会におきまして、審議会での答申をいただければと考えてございます。

今後の検討スケジュールについては、以上でございます。

○森本部長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問等はあるでしょうか。

(なし)

○森本部長 計6回と忙しいですが、先生方、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の議事は終了させていただきたいと思います。

進行役を事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございました。

○大谷計画課長 委員の皆様方、本日は様々な御意見をいただきましてありがとうございます。

今後、引き続き事務局のほうでも、本日御意見をいただいた内容を踏まえまして、検討させていただければというふうに考えております。

本日は、こちらで終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(午後 5時28分 閉会)